

佐賀県フードドライブ物品使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県（以下「県」という。）の食品ロス削減の推進及びフードドライブ活動の普及・推進のため、フードドライブ活動に必要な物品（以下「フードドライブ物品」という。）を貸出す際の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出物品)

第2条 貸出すフードドライブ物品は、別表のとおりとする。

(貸出対象者)

第3条 フードドライブ物品の貸出対象者は、次に掲げる(1)から(3)のいずれかの要件を満たす佐賀県内を拠点にして活動等を行う者とする。

- (1) 民間の企業又は団体
- (2) 県、市町、教育機関その他の機関又は団体
- (3) その他くらしの安全安心課長が適当と認める者

(借用申請)

第4条 フードドライブ物品の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、様式第1号を県に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の申請書の提出は、Logo フォームによる「フードドライブ物品借用申請」に代えることができる。
- 3 借用申請は、使用を希望する3開庁日前（土日祝日及び年末年始は閉庁）までに行わなければならない。

(使用の許可)

第5条 県は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、フードドライブ物品の使用を許可する。

- (1) 県の品位を傷つけ、又は食品ロス削減及びフードドライブ活動の正しい理解促進の妨げになるとき。
- (2) フードドライブ物品がフードドライブ活動に使用されないおそれがあるとき。
- (3) 商業宣伝あるいは営利を目的とするとき。
- (4) フードドライブ物品を使用して、法令又は公序良俗に反する活動をすると認められる又は反する活動をするおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) その他、県がフードドライブ物品の使用について不適当と認めたとき。

- 2 前項の許可は、様式第2号をもって行う。

(貸出等)

第6条 前条第2項により使用許可を受けた者（以下「被許可者」という。）は、県に来庁して借受けることを原則とする。

- 2 被許可者がフードドライブ物品を返却する時は、県に来庁して点検を受けることを原則とする。
- 3 貸出は無料とする。
- 4 貸出期間は、7日以内を原則とする。
- 5 フードドライブ物品の借受け、使用、返却に要する費用は、被許可者において負担すること。

(使用上の遵守事項)

第7条 被許可者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用すること。
- (2) 使用期間を厳守すること。
- (3) 使用時の安全対策を講じること。
- (4) 第三者に転貸又は有料で貸出ししないこと。
- (5) 使用するフードドライブ物品の全部又は一部を亡失し、又は損傷させたときは、直ちにその状況を報告すること。
- (6) その他、県が特に付した条件に従って使用すること。

(使用許可の取消し)

第8条 被許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、使用期限到来前であってもその許可を取消すとともに、直ちに返却しなければならない。この場合、被許可者に損害が生じて、県はその責めを負わない。

(県の責任)

第9条 フードドライブ物品の使用により、被許可者が被った損害に対しては、県は一切その責めを負わない。ただし、その損害が県の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第10条 被許可者の責に帰する理由により使用するフードドライブ物品を亡失し、又は損傷したときは、被許可者の負担において原状に回復した場合を除き、その損害を賠償しなければならない。この場合、被許可者はあらかじめ県の承認を受けることとする。

- 2 被許可者は、フードドライブ物品の使用に伴い第三者に損害を与えたときは、その損害を自ら賠償しなければならない。ただし、その損害が県の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(管理及び事務)

第11条 フードドライブ物品の管理及びこの規程に関する事務の取扱いは、佐賀県くらしの安全安心課が担う。

(補則)

第12条 この規程に定めるものの他、フードドライブ物品の使用の取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 16 日から施行する。

別表（第2条関係）

フードドライブ物品	最大貸出可能数
折りたたみコンテナ 【規格：50ℓ、ロックフタ付き】	1 2 個
のぼり旗 【規格：60 cm×180 cm】	4 枚（白2枚、オレンジ2枚）
のぼり用ポール 【横棒付き】	4 本
ポールスタンド	4 台

年 月 日

佐賀県くらしの安全安心課長 様

申請者（所在地）
 （名 称）
 （代表者職・氏名）
 連絡先（電話番号）
 （メールアドレス）
 （担当者氏名）

フードドライブ物品借用申請書

このことについて、下記のとおりフードドライブ物品の借用を申請します。

記

使 用 期 間	【受取】 年 月 日（ ）から （ 日間） 【返却】 年 月 日（ ）まで
使用物品（使用数）	・ （ ） ・ （ ） ・ （ ） ・ （ ）
使 用 目 的	
フードドライブ 活 動 の 概 要	（主催者） （実施日） 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで ※実施時間もあれば記載 （実施所在地） （施設・会場名）
県ホームページ への 掲 載 希 望 （※1）	希望する ・ 希望しない

（※1）県では、フードドライブ活動の情報を周知するため、県ホームページに掲載しています。
 県民の皆様がフードドライブへの食品等持込み可能な場合に、掲載ができます。

様式第2号（第5条、第8条関係）

くらし第 号
年 月 日

様

佐賀県くらしの安全安心課長

フードドライブ物品使用許可書

年 月 日付けで借用申請のあったフードドライブ物品の使用については、下記のとおり許可します。

記

許可内容

- 1 フードドライブ物品借用申請書の申請内容どおりに使用すること。
- 2 フードドライブ物品使用規程を遵守すること。
- 3 フードドライブ物品の取扱いは県の指示に従うこと。

【留意事項】

被許可者の責に帰する理由により使用するフードドライブ物品を亡失し、又は損傷したときは、その状況を県へ報告し、あらかじめ賠償の内容について県の承認を受けたうえで、その損傷の賠償を行うこと。